

5. リスク管理の状況

リスク管理体制

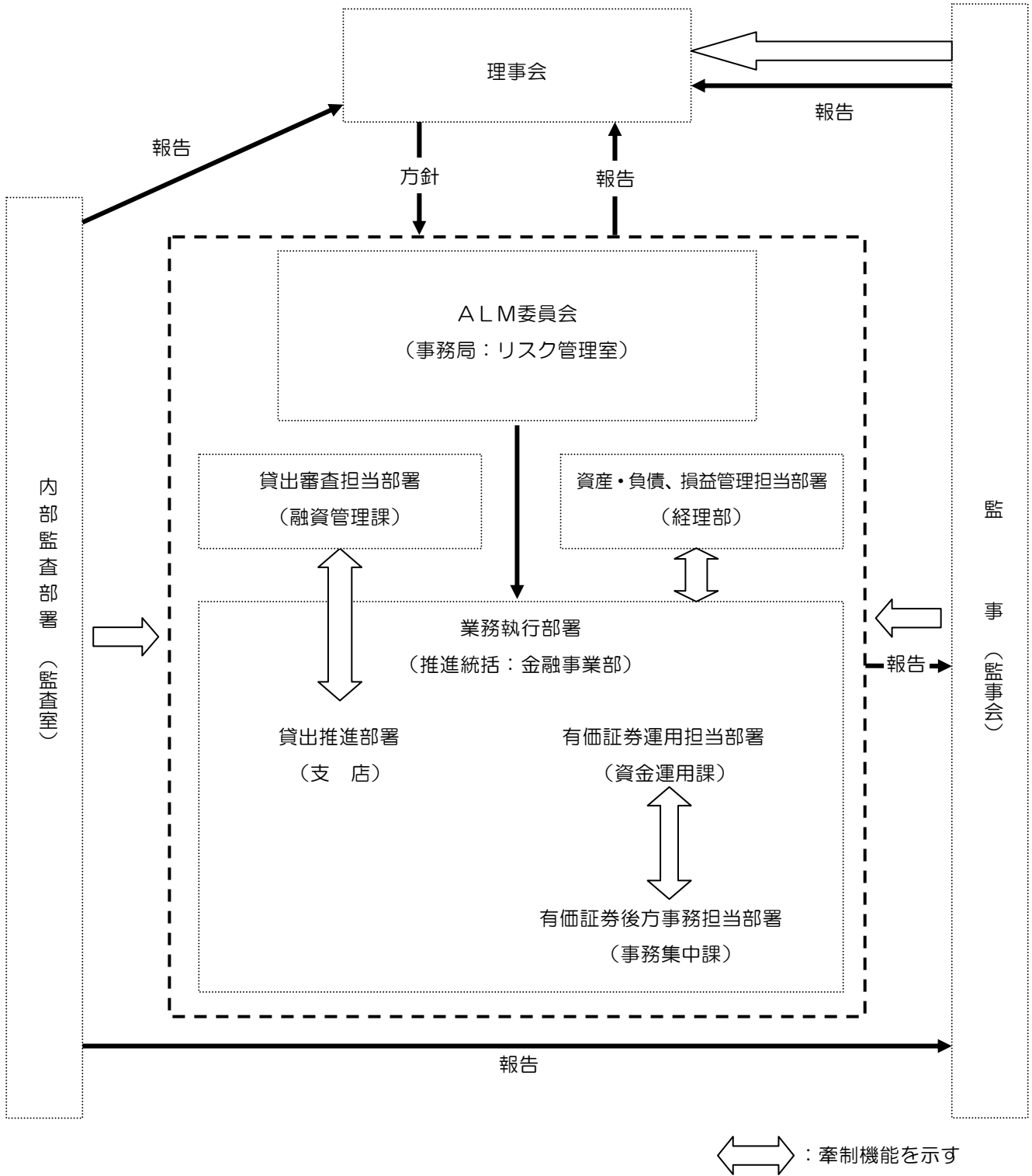
金融の自由化・国際化が進展する中、金融機関の業務も多岐にわたり、同時にリスクも多様化・複雑化しています。これに対し、J A 広島市ではA L M委員会による資産・負債の総合的な管理、厳正な資産の自己査定の実施、内部監査の徹底と貸出体制の整備並びに堅実な融資対応により、健全経営の確保に努めています。

- 【A L M管理体制】 J A 広島市の資産・負債を総合的に管理するため、A L M委員会を毎月1回定期的に開催して多様化する市場・流動性等のリスクに適宜対応しています。
- 【資産自己査定】 資産査定は、J A 広島市が保有する全資産についてその回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合いを判定し、業務の健全性や適正な運営の確保等に資することを目的として実施しています。
- 【内部監査】 J A 広島市では常勤監事を設置するとともに、事務処理の厳正化、事故の未然防止などの観点から全ての支店や本店の各部署に対し、監査専属部署による監査を実施しています。
- 【貸出体制】 推進部門と審査・保安全管理部門を職制上明確に分離して中立的な審査機能が発揮されるよう環境を整備し、厳正な審査基準にもとづき優良な貸出の実施に努めています。

リスク管理の基本方針

1. 各部門の目標
各部門の設定した事業計画目標の遂行にあたっては、リスク管理を重視します。
2. 取扱金融商品及び利用者
金融商品及び利用者の範囲については、金融商品の勧誘方針、定款、信用事業規程及び余裕金運用規程を遵守します。
3. リスク限度額の設定
 - (1) 理事会で決定した余裕金運用方針及び信用供与限度額を遵守します。
 - (2) 余裕金運用規程、余裕金運用等にかかるリスク管理手続、融資規程及び各種融資要項の諸規程・事務手続等を遵守します。
4. 事務リスクの管理
事務リスク管理規程を遵守します。
5. リスク管理の体制と権限
 - (1) リスク管理体制は右記のとおりとします。
 - (2) 内部牽制組織については、以下の諸規程等を遵守し、牽制機能を発揮します。
 - ア. 経営管理規程
 - イ. 余裕金運用等にかかるリスク管理手続
 - ウ. 経理規程
 - エ. 事務リスク管理規程
 - オ. 各種事務手続
 - (3) 内部監査
内部監査方針（計画）は、別に理事会の承認を受けた方針（計画）のとおりとします。
6. リスク測定
 - (1) 資産査定規程にもとづき基準日現在の資産査定を実施し、資産の償却引当基準にもとづき適正な償却引当を行います。
 - (2) 余裕金運用等にかかるリスク管理手続にもとづき、有価証券等の評価を行い、定期的に理事会に報告します。
また、リスク管理債権については、理事会において不良債権の処理方針を決定するとともに、その処理状況を理事会に報告します。

リスク管理体制図



5. リスク管理の状況

法令遵守の体制

■コンプライアンス基本方針

J A広島市は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A広島市は、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【コンプライアンス基本方針】

1. 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

■コンプライアンス運営態勢

コンプライアンスを、総合的な経営運営の立場から検討、計画、評価するため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し統括部署を定めるとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部署・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。また、役職員がコンプライアンスに則った業務を遂行するうえで、遵守すべき法律や倫理の問題に関する事項をまとめた手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会等を通じてコンプライアンス・マインドの向上に努めるなどコンプライアンス教育の徹底を図っています。さらには、毎年、コンプライアンスに関する組織としての実践活動を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、その進捗管理を行っています。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

当組合の最寄の各支店窓口へお申出ください。(P91 店舗等のご案内をご参照ください)

最寄の各支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

・信用事業

当組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口

金融事業部事務集中課 (貯金などに関する事) (電話：082-831-5920)

金融管理部融資管理課 (ローンなどに関する事) (電話：082-831-5922)

(午前9時～午後5時) 金融機関の休業日除く

広島県J Aバンク相談所

(電話：082-545-1601)

(午前9時～午後5時) 金融機関の休業日除く

・共済事業

当組合の共済相談・苦情等受付窓口 (金融管理部共済管理課)

(電話：082-831-5924)

(午前9時～午後5時) 金融機関の休業日除く

J A共済相談受付センター (J A共済連 全国本部) (電話：0120-536-093)

(午前9時～午後6時)

土日・祝日および12月29日～1月3日を除く

②紛争解決措置の内容

ご利用のみなさまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますので、①の当組合の最寄の支店、苦情等受付窓口、広島県J Aバンク相談所及びJ A共済相談受付センターにお申し出ください。

また、当組合では、紛争解決措置として次の中立的な外部機関を利用しています。

・信用事業

(直接申立ができる弁護士会)

広島弁護士会仲裁センター

(電話：082-225-1600)

(午前10時～午後4時)

月曜日～金曜日(祝祭日、その他弁護士会が指定する休日を除く)

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。

広島県生活センター

(電話：082-223-6111)

・ 共済事業

一般社団法人日本共済協会 共済相談所

<http://www.jcia.or.jp/adr/index.html>

(電話：03-5368-5757)

(午前9時～午後5時)

土日・祝日および12月29日～1月3日を除く

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、「自賠責共済のしおり」またはホームページをご覧ください。

公益財団法人日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、自動車共済の「ご契約のしおり・約款」またはホームページをご覧ください。

公益財団法人交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、自動車共済の「ご契約のしおり・約款」またはホームページをご覧ください。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

※個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいいます。(以下、同様)

※特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。(以下、同様)

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

※ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。(以下、同様)

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員及び委託先を適正に監督します。

※個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいいます。(以下、同様)

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

※保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

5. リスク管理の状況

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を築き、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティ（情報に関して、不正使用や改ざん・窃取・破壊を防ぎ、安全に利用できるようにしておくこと）の確保と日々の改善に努めることが当組合の組合運営の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切に人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、本基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティ体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うとともに、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム（組織的に情報セキュリティの維持および向上のための施策を立案、運用、見直しおよび改善すること）を確立し、維持改善に努めます。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当組合は、事業を行うにつまじまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等の排除）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに行政庁に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人その他、マネー・ロンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団または個人を指します。

JAバンク利用者保護等管理方針

当組合は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融商品の勧誘方針

J A広島市は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）

当組合は、総合事業の展開をとおして、農業生産力の増進、農業者の経済的地位および社会的地位の向上、ひいては地域社会の発展を目指し、組合員サービスの充実に取り組んでいます。

この目的を達成するため、当組合における与信業務が果たす役割は極めて重要であり、その適切な業務の遂行が求められています。

ついては、金融システムの一翼を担う者としての公共性と社会的責任を強く認識し、「貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）」を定めるものです。

基本原則

1. 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令や組合内諸規定を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。
2. この組合の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。
3. 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握検討し与信を行います。
4. リスク・リターンを踏まえた適正で安定的な収益が確保できる与信を行います。
5. 主として組合員を対象とし、地域農業・経済の発展に寄与する効果的な与信を行います。
6. 資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。
7. 大口信用供与の実行や不良債権の処理方針決定等は理事会運営規則にもとづき所定の会議へ付議するなど、決裁権限を遵守し、慎重かつ迅速な与信を行います。

金融円滑化にかかる基本の方針

当J Aは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者のみなさまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当J Aの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当J Aの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当J Aは、組合員・利用者のみなさまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者のみなさまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当J Aは、事業を営む組合員・利用者のみなさまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・利用者のみなさまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当J Aは、組合員・利用者のみなさまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者のみなさまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当J Aは、組合員・利用者のみなさまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者のみなさまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当J Aは、組合員・利用者のみなさまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、組合員・利用者のみなさまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
 - (1) 関係役職員を構成員とする会議体にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 「金融円滑化管理責任者」を置き、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

5. リスク管理の状況

利益相反管理方針の概要

当組合は、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかる組合員・利用者の皆さまとの取引であって、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の種類
「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
 - (1) 組合員・利用者の皆さまと当組合の間の利益が相反する類型
 - (2) 当組合の「組合員・利用者の皆さまと他の組合員・利用者の皆さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該組合員・利用者の保護を適正に確保いたします。
 - (1) 対象取引を行う部署と対象取引によって利益が不当に害されるおそれのある組合員・利用者との取引を行う部署を分離する方法
 - (2) 対象取引または対象取引によって利益が不当に害されるおそれのある組合員・利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該組合員・利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該組合員・利用者適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
 - (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5. 利益相反管理体制の検証等
当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。